

第 4 回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成 22 年 4 月 26 日 19:00 ~ 21:10
2. 場 所 武蔵野商工会館 4 階 市民会議室
3. 出席者 18 名

(敬称略)

【構成員】

濱本勇三、井部文哉、泉昭正、河田鐵雄、古谷圭一、西村まり、糸井守、黒木泰二郎、城戸毅
佐野佳奈、小林英一郎、佐藤誠
檜山啓示、恩田秀樹、篠田宗純、森勝利、土屋重弘、香月高広

4. 資料一覧

- 資料 4 - 1 構成員名簿
- 資料 4 - 2 第 3 回議事録
- 資料 4 - 3 第 2 回議事要旨
- 資料 4 - 4 - 1 第 3 回議事要旨
- 資料 4 - 4 - 2 第 3 回議事概要(案)(古谷構成員提出資料)
- 資料 4 - 5 外環の 2 に関する都市計画審議会について
- 資料 4 - 6 「資料 5」に対する意見(古谷構成員提出資料)
- 資料 4 - 7 外環ジャーナル No. 4
- 資料 4 - 8 (濱本構成員提出資料)

5. 議事

(1) 開会

事務局から、NPO 法人「市民まちづくり協議・むさしの」の協力を得て、副司会者を置くことについて報告があった。(1 ページ)

(2) 議事録及び議事要旨の確認などについて

- (古谷) 資料 4 - 4 - 1 の下から 3 行目の「議事録を作成するので、議事要旨は事務局の責任で作成すればよいのではないか」という意見は、細かい議事録にも見当たらない。(4 ページ)
- (河田) (前回議事録の)18 ページの上から 4 行目くらいのところは、「そうではないという訳ですね」と念を押している発言である。これは事務局だけで作っていいという主張をしたわけではない。(6 ページ)
- (小林) 発言内容は、この議事録要旨に沿った言い方で、本当に事務局は大丈夫なのか、そういった調整はできるわけがないだろうという意味合いで発言した。(6 ページ)

(河田) 発言というのは、その時その時に決まるものである。議事録の文章に無いことを書いてもらいたくない。(7ページ)

(事務局) 発言された本人の修正意見がないということで、そのままとした。(10ページ)

(西村) 事務局の方で一層の改善というかレベルアップをしてほしい。(13ページ)

(事務局) 議事概要はやり取りの部分が分かるように作成したい。今日の分と前回の分をあわせて作成して、また確認をしてもらう。(15ページ)

(小林) わかりやすくというのは、全く異存がない。賛成です。ただし、各人の出した意見が、勝手に修正された議事要旨にはならないということは確認してほしい。また、各人の意見が対立したものは、ホッチキスのなまとめになることは確認してほしい。(15ページ)

事務局から、前回からの持ち越し事項である開催の周知について、武蔵野市報に掲載するとともに、開催案内チラシを作成し、コミュニティセンターの協力により周知して頂いたことの報告があった。(16ページ)

(3) 地上部街路の経緯などに係る資料について

香月構成員による資料4 - 5の説明の後、濱本構成員により資料4 - 8の説明があった。(16ページから18ページ)

(濱本) 第146回、都計審の議事録の該当部分を開示することを要望する。(19ページ)

(土屋) (都市計画審議会の) 議事録は情報開示の対象となっており、申請に基づいて開示するという手続きが必要であることから、資料の写しを提出することはできない。今回は(都市計画審議会の議事の) 概要がわかるように整理した。(19ページ)

(西村) 話し合いの会が要望しても開示できないのか。(20ページ)

(濱本) 武蔵野市として、または市議会、特別委員会として開示できないのか。(21ページ)

(土屋) 担当部署に確認をとる必要がある。(21ページ)

(小林) 濱本委員がこの資料を出された趣旨を伺いたい。(21ページ)

(濱本) (この資料を作成した) 当時、高速道路の外郭環状線がどのように決まったのか、非常に疑問であった。それを解かない限りは外環の必要性の議論ができないとの考えである。

旧都市計画法の計画決定であり、外環の2なんて誰も知らなかった。私としては、行政に対して、反省をしてほしい。

あの当時の都市計画審議会の方が、傍聴者の意見を聴いていたが、(平成19年の都市計画審議会では)、全然傍聴者に意見を言わせておらず、逆行していると思っている。(21ページ~22ページ)

(黒木) (前回の) 議事録29ページにある外環の2の機能・目的に関する文言というのは、(昭和41年の都計審) 議事録の中に書かれているのか? あるのならば、是非、開示して見せて頂きたい。もし、後付でこういうことを言われても、嘘になってしまうので、発言の裏づけを証明してほしい。(24ページ~25ページ)

(土屋) 第146回から149回の都計審の中では、そのような説明はなかったと記憶している。第146回のところで説明をした部分の記述だけである。(25ページ)

(濱本) 昭和41年都市計画決定の道路構造図は、自動車専用道路部分と街路が一体となって幅員40mである。東京都が出した平成20年の図面は23m部分を高速道路外環としており、全く違っている。東京都はすり替えており、外環の2は計画のない都市計画である。

外環に関連する立ち退き軒数として、平成元年に7市区全体16kmで3000軒あると公表しており、昨年10月の都議会では1000軒と答弁している。外環の2に係るものは1200軒と思うが、それを言わないのはごまかしである。

今まで外環の2についての周知が徹底されていなかった。アセスの問題など住民の意見を今まで聞いてこなかった。東京都が示している3つの案は、元々武蔵野市が4つの案で話したことから始まっている。それまで、地上部分に関する問題などなかったが、外環本線が地下に潜った途端に、地上部に関する議論をしなければならないのはおかしい。

幅員40mが地下に入ったときに、外環の2はその時当然、廃止すべきである。東京都は外環の2をつくりたいのならば、代替機能などと言うのではなく、新しい提案をすればいい。外環の2があるために簡易な構造でない建物は建てられないが、石原都知事は「リニューアルで立派な建物が建てられます」ということを記者会見で言っている。それは外環の2がなくなったということを行っている。(27ページから33ページ)

(土屋) 都市計画の案件として、7つの案件をまとめた形で審議等をされて、原案どおり決定をしている。この経緯から計画のない都市計画ではない。

外環本線は都市高速道路外郭環状線、地上部街路と言っている外環の2は幹線街路外郭環状線の2という名称であり、都市高速道路は自動車専用道路の一つとして機能する。

3000棟というのは、昭和41年の計画の際の建物の数だと思うが、昨年の議会等での1000棟という内容は外環本線を地下としたが既設の高速道路との結節が生じ、そこでの移転の棟数を説明している。現在は、外環の2の移転棟数を把握する段階ではないということで、数字について調査等はしていない。

本線については、立体都市計画として定めている。ただし、外環の2の計画がある部分は、都市計画に基づく規制等が生じている。知事と大臣の発言については、外環についての想いを話したものではないか。(34ページから35ページ)

(濱本) 我々は、自動車専用道路だけが外環ではなく、街路を入れて幅員40mが外環と考えている。東京都が今言うように、23mだけが外環というのはおかしいと思う。(36ページ)

(土屋) 都市計画の内容としては、高速道路としての外郭環状線の計画は23mである。外環の2の計画は40mということであり、外環本線が40mという認識ではない。棟数等については、古い資料であるので、内容を確認したい。(37ページ)

(小林) 論点を整理して、次回徹底的に議論することが必要である。(37ページから38ページ)

(4) その他

(西村) 構成委員10人ということについて、非常に責任を感じている。傍聴者の感想などを聴きたい。傍聴者へのアンケートを検討してほしい。(42ページ)

6．確認された事項

- ・ 前回及び今回の議事要旨は本日の議論を踏まえ修正し、再度確認頂く。
- ・ 外環ジャーナルの7号と12号を資料として提出する。

7．次回以降へ持ち越した事項

- ・ 都計審議事録の開示について、持ち帰り確認する。
- ・ 外環の2の経緯に関する議論について論点を整理する。
- ・ 傍聴者に対するアンケートについては今後検討する。